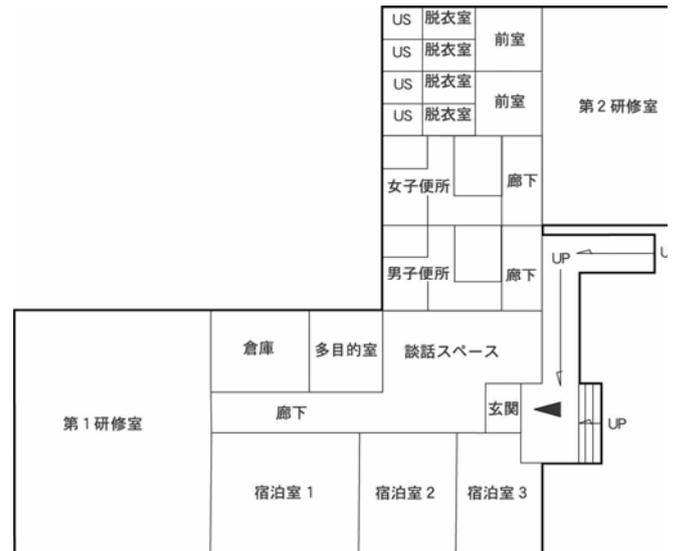


(A) 鳥取大学鳥取地区学生合宿研修所使用心得

1. 使用の際は，生活支援課担当係（以下「担当係」という。）の指示に従うこと。
2. 使用時限は，次のとおりとする。
 - (1) 宿泊室は，入所は16時30分から，退所は15時30分までとする。起床は6時30分，消灯は23時を原則とする。
 - (2) 研修室は，9時から23時までとする。
ただし，他団体等が宿泊している場合は，22時までに退出するものとする。
3. 使用者は，使用に当たり次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用願に記載した目的以外に使用しないこと。
 - (2) 使用時限をまもること。
 - (3) 火災，盗難の防止に留意すること。
 - (4) 合宿研修所での飲酒はしないこと。
 - (5) 火気の使用については，担当係の許可をうけること。
 - (6) 施設内での喫煙はしないこと。
 - (7) 使用を許可された室以外は，使用しないこと。
 - (8) 備付器物の使用については，担当係の許可を受けること。
 - (9) 建物・設備を損傷，汚染し又は許可無くして工作を加えないこと。
 - (10) 合宿中は，各自が備付器物の整理，整頓をするとともに，使用後は，研修室等の清掃，整理，整頓を行い，退所すること。
 - (11) 合宿研修所の鍵の授受は，担当係の指示に従うこと。
 - (12) その他不明の点については，担当係に申し出てその指示に従うこと。



(B) 鳥取大学鳥取地区学生合宿研修所使用の手引き

△ 研修計画の作成

合宿研修の目的に沿って、使用団体が自主的にプログラムを組んでください。

使用申込みの際、研修計画書を添えてください。

△ 使用の方法について

使用者がお互いに研修成果をあげるために、次のように利用してください。

1. 団体に利用される入所及び退所は団体で行ってください。入所は16時30分から、退所は15時30分までに済ませてください。

2. 使用者は、寝具、洗面用具、寝間着を持参してください。

3. 使用者は、指定された室で研修し、使用期間中は生活支援課の指示に従い、次の事項を遵守してください。

(1) 各室備え付けの備品は移動させないこと。必要な場合は生活支援課に相談してください。

(2) 火気については、細心の注意をはらうこと。

(3) 退室の際は、備品等の数量の確認と室内の清掃を行って職員の点検を受けてください。

(4) その他備品等の貸出、施設の使用などについては、平日の8時30分から17時15分までの間に生活支援課に問い合わせてください。

4. 当合宿研修所の利用期間と日課は原則として次のとおりです。

(1) 宿泊室

ア 入所は16時30分から、退所は15時30分までに済ませてください。

イ 1泊2日以上7日以内

ウ 起床6時30分、消灯23時

エ シャワーの利用は宿泊者に限り使用できます。17時～21時の間に使用してください。

(2) 研修室

ア 1日以上7日以内

イ 利用時間帯は9時～23時

ただし、他団体等が宿泊している場合は22時までに退出してください。

(3) 屋外共用作業スペース

ア 1日以上7日以内

イ 合宿研修所を利用しない場合でも利用することができます。あらかじめ生活支援課へ届け出てください。なお、当スペースはコンパ等には使用できません。

5. 合宿研修所の鍵は生活支援課で受け渡しします。

鍵は翌日（日曜・祭日の場合は休みの翌日）生活支援課へ返却してください。

△ 使用できる施設・設備

1. 当合宿研修所の収容人員は52名です。研修室は原則として団体ごとに指定しますが、使用者多数の場合は異なる団体で共同使用することもあります。

2. 施設概要と収容人員

そ の 他

合宿研修所使用について、不明な点は、生活支援課に連絡してください。

室 名	和洋別・広さ	宿泊可能人員	備 考
第 1 研 修 室	66 m ²	32 人	
第 2 研 修 室	48 m ²		
宿 泊 室 1 号	16 m ²	4 人	2 段ベッド
宿 泊 室 2 号	20 m ²	6 人	2 段ベッド
宿 泊 室 3 号	17 m ²	4 人	2 段ベッド
洗面, 洗濯室			電気洗濯機 1
シャワー室	(男) 2 室 (女) 2 室		
教 員 室			